

求職者支援訓練 コース案内(募集ちらし)作成チェックリスト

令和6年5月30日版

機構福井支部 チェック項目			
A4サイズ 1枚とし、表裏は同じアプリケーションで作成、原則、表裏1ファイルとして、データサイズは1MB以下にしてお送りください。(ハローワークのシステムに登録できる上限が1MBのため、貴社にて印刷等に使用される際のデータサイズは1MB以上であっても構いません)			
掲載必須事項	1. タイトル <b>定例文</b>	求職者支援訓練	
	2. 制度説明 <b>定例文</b>	「求職者支援制度」とは、求職者の方が、職業訓練によるスキルアップ、及びハローワークと連携した就職支援を通じて、早期就職を目指すための制度です。	
	3. 訓練番号	申請時は番号空欄とし、認定後、番号を入れて再提出してください。	
	4. 訓練コースの種別	「基礎コース」又は「実践コース」	
	5. 訓練の分野	例) 医療事務分野	
	6. 訓練科名	科	
	7. 募集期間	募集開始日～募集締切日 例) 令和元年11月19日(火)～12月19日(木)	
	8. 選考関係	選考日時	例) 令和元年12月26日(木) 時間帯は別途お知らせいたします。
		選考方法	例) 面接及び筆記
		持参物	例) 筆記用具、内履き用スリッパ
		選考会場(所在地)	例) 株式会社 (〒915-0853越前市行松町25-10)
		周辺地図	選考場所が訓練実施場所と異なる場合のみ記載してください。 選考場所から最寄り駅やバス停等を地図に記載してください。
	選考結果通知日	例) 令和2年1月7日(火)に郵送致します。 電話等による可否の問い合わせには応じかねます。	
	9. 訓練期間	訓練開始日～訓練終了日 例) 令和2年1月16日(木)～5月15日(金) 土日祝祭日は訓練休	
	10. 訓練実施時間帯	開始時刻～終了時刻 例) 9:10～15:50(12:00～13:00昼休憩)	
	11. 募集定員	例) 15名 募集定員の半数に満たない場合は中止になることがあります。	
	12. 訓練対象者 <b>定例文</b>	公共職業安定所に求職申込を行い、職業訓練その他の支援措置の必要性を認められる方。 <b>別途、認定様式5号に条件がある場合は、続けて記載してください。</b>	
	13. 訓練目標	訓練カリキュラム(認定様式第5号)の訓練目標(仕上がり像)を記載してください。	
	14. 取得資格	任意受験の場合は、任意取得と記載の上、資格名と受験料を記載してください。	
	15. 訓練内容	訓練カリキュラム(認定様式第5号)の訓練内容欄を記載してください。(裏面可。)	
16. 自己負担額	例) テキスト代として、〇,〇〇〇円(税込)(受講料無料) 「駐車料金」、「健康診断費」及び「職場見学や企業実習先への交通費(回数)」がかかる場合は実費負担額を記載してください。 介護資格取得に必要な法定講習(法定時間)に係る分の補講を行うにあたり有料で実施する場合は、その説明と補講費を記載してください。 託児サービス支援付き訓練を実施する場合は、託児サービス利用者の実費負担分(食事・軽食代、おむつ代等)が別途必要な旨の説明文とその金額を記載してください。		
17. 申込方法 <b>定例文</b>	管轄の公共職業安定所での求職申込・職業相談後、申込書の交付を受け、公共職業安定所職員の指示に従ってください。 受講申込書の提出先が訓練実施場所と異なる場合は、その旨と提出先を明記してください。		
18. 訓練実施機関名	例) 株式会社		
19. 施設情報	訓練実施施設名	例) 株式会社 支店	
	所在地	例) 〒915-0853越前市行松町25-10	
	駐車場の有無等	例) 有料駐車場(10台分あり)	
	問い合わせ先	例) 電話番号: 0778- - (担当: ) 担当名は必須です。	
20. 感染症防止対策の取組み	訓練実施施設から最寄り駅やバス停等を地図に記載してください。		
任意事項	21. 施設見学の可否	例) 随時施設見学開催中(事前に電話にてお申込み願います。)	
	22. 就職支援の内容	施設独自の特徴的な取組等を記載してください。	
	23. 職業訓練受講給付金 <b>定例文</b>	受講申込前に公共職業安定所において給付金事前審査申請を行う方で、一定の要件を満たす場合に求職者支援訓練の受講を容易にするために一定額の給付金を受けられる制度があります。 職業相談時に管轄の公共職業安定所へご確認ください。	
遵守すべき事項	(不適當な例)		
	次の文言の説明のない強調「無料受講」、「給付支給」、「資格取得」 就職の実現を目的とした公的な職業訓練であることの制度説明を記載することを条件としています。		
	次の文言の記載「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」、「誰でも受講可能」、「受講すれば誰でも給付支給」 「誰でも受講すれば になれる/就職できる」、「認定申請中」		
	求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施者の宣伝等、直接訓練に関係がない事項を記載 訓練実施者の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調		
募集広報にあたっては、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」最新版の別紙13「コース案内案」に記載すべき事項及び不適切な案内の例)にご留意願います。			